

「遺言書の基礎知識」

＜2. 遺言書に書けること＞

ⅰ. 遺言による担保責任の定め

○遺言できること

遺言で民法で規定された「共同相続人間の担保責任」「遺産の分割によって受けた債権についての担保責任」「資力のない共同相続人がある場合の担保責任の分担」を変更できます。

○規定された法律

民法（第九百十四条）

○こんな方へお勧め

不動産や債権が相続財産の場合、それを相続した人が損をする場合もあります。その場合、以下のような事象が発生する可能性があります。

- ①相続した不動産に隠れた瑕疵があった場合には、瑕疵ある不動産を相続した人は、他の相続人に損害賠償を請求する事が出来るので、損害賠償を請求した。
- ②相続した債権が回収出来なかった場合、回収出来なかった事による損害は、他の相続人に請求する事が出来るので、請求した。
- ③上記①②の場合に損害賠償を請求された相続人の一部が支払えないので残りの相続人が相続分に応じて負担する事になった。

上記のように身内の間で損害賠償を請求したり請求されたりという事が無いように指示を出したい方。

○補足

”遺言による担保責任の定め”と直接関係ない事ですが、「なんで兄ちゃんは、あんな良い土地を相続出来て、自分は、こんな変な土地しか相続出来ないんだらう。ずるいな。」という気持ちって生じるものだと思います。せっかく遺言を残すなら、付言事項を使って、どうしてこのような分け方をしたのかを伝えたらと思います。